

## 第22回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第22回定例会

令和4年1月28日

開会 13時30分

閉会 15時00分

出席委員  
(16名)

会長 依田繁二

1 荻原勝夫

2 深井佳人

3 武井誠

5 関 一夫

6 小林澄男

7 小山孝幸

8 青木茂良

10 成山喜枝

11 柳澤峰晴

12 宮下通

14 齊藤敏彦

17 小野澤文利

推進 射手誠司

推進 佐藤邦利

推進 杉田修司

欠席委員

会長代理 若林泰平

13 大塚賢

15 関敏夫

16 小宮山信幸

18 笹平民男

推進 関泰秀

推進 荻原清一

※新型コロナウイルス感染症対策により、人数を制限して開催したことによる欠席者

出席職員  
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 小林 幸司

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 酒井 綾

事務局 伊藤 世志子

議事録署名委員

14 齊藤委員

17 小野澤委員

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第5回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

事務局

ご苦勞様です。若林会長代理が欠席のため事務局で進行を行います。本日午前中に研修会が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大しているため中止とさせていただきます。定例総会においても感染対策を行いながら人数を制限した開催となりますので、ご協力をお願いします。それでは第22回定例総会を開催します。会長挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、今年もよろしくお祈りします。年明け後、新型コロナウイルスオミクロン株の猛威に振り回され、市内でも多数の感染者が発生しています。農作業が本格化する春までには沈静化することを願うばかりです。第7期当委員会は残すところ1年となり、昨年からの宿題の人・農地プランの実質化について、各5地区推進委員会・農地利用最適化推進委員・農業委員が一体となり、実質化へ進めていきたいと思っております。それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は、14番齊藤敏彦委員と17番小野澤文利委員をお願いします。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではアスパラ、タマネギ、ジャガイモ、くるみを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で約5分ということで、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稲、野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅と隣接している農地のため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩1分と近いので問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。今月の農地法第5条で申請が出ている、譲受人自宅建設予定地と隣接している農地のため、問題ないと判断しました。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員                よろしく申し上げます。場所は〇〇です。譲渡人の〇〇さんは施設に入所しています。息子がいましたが昨年夏に亡くなり、耕作ができない状況になりました。譲受人の〇〇さんは、退職したので、経営面積拡大したいと探していました。〇〇さんの農地を譲り受け野菜を栽培したいとのことです。楽しみにしているそうです。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につつまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員                説明します。〇〇にある農地です。譲受人の〇〇さんは会社員ですが、経営面積拡大のため譲り受けました。自宅と隣接している農地ということで、耕作するには問題ないと思います。兼業農家として頑張っていきたいそうです。よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につつまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3ですが、若林代理が欠席のため事務局の説明で質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4ですが、若林代理が欠席のため事務局の説明で質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案、農地法第

4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明をします。

番号1、〇〇、図面は4ページ、5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。通路、倉庫敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請者は申請地近隣を中心に農業を営んでいます。農機具や自家用車の格納庫が不足しているため、申請地に倉庫の建設及び倉庫までの通路を計画するものです。なお、申請地は令和3年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして武井委員より説明をお願いします。

武井委員

よろしく申し上げます。この申請地は昨年9月に相談を受けました。申請地を確認してきました。〇〇は松林になっていました。整備をして、農機具等を収納する倉庫にしたいそうです。この場所に入る通路がないため〇〇の細長い敷地を道路にして出入り口を作る計画だそうです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員

農業用倉庫ということですが建築確認はどうなっていますか、お聞きしたいと思います。

事務局

農機具だけではなく自家用車等も収納する倉庫です。建築確認は必要です。建設課の審議はあると思います。

議長

他にございますか、ないようですので裁決に入ります。ただ今の説明について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。今回は8議案ありますが、最初に番号1の案件が説明内容詳細のため、単独審議、採決まで行いまして、番号2の案件以降は通常通り行いますのでご了承ください。

それでは、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は6ページをご覧ください。資料は総会資料の他に営農型発電資料に関わる農地転用審議資料、現地写真資料を確認していただきたいと思います。

営農型太陽光発電の更新申請です。営農型太陽光発電施設の申請は、従来であれば事前に現地確認の上、総会審議を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が拡大中ということもあり、移動中などの密を避けるために、現地確認は省略し、資料の現地写真にて確認をお願いします。では、別紙の「営農型発電設備に係る農地転用審議資料」及び「現地写真」をご確認ください。まず、申請概要について説明いたします。申請地の農地区分は農振農用地になります。農地面積は2873平方メートル、パネル下部の農地面積は1019.1平方メートルです。転用面積は支柱部分のみで1.296平方メートルです。平成31年3月18日付けで3年間の一時転用許可を受け、現在3年営農を継続させている案件の1回目の更新申請です。土地所有者は〇〇さん、転用事業者は〇〇です。営農に関しては、〇〇さんと〇〇さんが行っており、栽培している作物はミョウガとユウカリです。なお、当初はすべてミョウガを作付する計画でしたが、営農者がJAのユウカリ栽培セミナーに参加した際に地域でのユウカリ栽培が推奨されており、申請地での更なる営農の安定化を図るため、令和2年6月に県に承認をいただき、ミョウガから一部ユウカリに作付変更をしています。発電設備の種類は太陽光発電、パネル枚数は540枚で、発電出力は40キロワットです。申請事由は、営農を安定的に続けていくために、3年前より申請地で再生可能エネルギーを活用する営農型太陽光発電施設による事業を行なっており、一時転用許可期限を迎えるにあたり、期限更新のため申請したいとのことです。続いて、確認事項について説明いたします。転用の更新は3年を計画しており、営農の適切な継続の観点から、JA佐久浅間花卉果樹振興センターや群馬県内の営農型太陽光発電施設のミョウガ栽培者の指導を仰ぎながら営農をしているという事です。支柱に関しては、簡易的で容易に撤去できる構造が必要ですが、申請内容については単管杭で行なうという事で、簡易的な構造になっています。また、支柱面積が最小限面積であることが必要ですが、支柱本数144本で1.176平方メートル、引き込み柱が0.12平方メートルという事で、必要最小限と判断しました。遮光率については、85パーセントです。知見を有する者の意見を参考に設計されており、遮光率8割程度でも育成に大きな支障はないとのことです。空間の確保については、支柱の高さが3.55メートルあります。現地は傾斜地のため、基本的に手作業としており、作業に支障がないと判断しました。また、作業用機械を稼働させても支障

なく行える設計となっています。周辺農地への影響については、十分な距離が確保されており、近隣圃場への日照問題はありません。また、雨水は浸透トレンチを設置の上、地下浸透で処理されています。令和3年8月の豪雨においても当該地での災害は発生していないので、問題ないと判断しました。撤去に必要な資力及び信用等については、撤去にかかる費用の見積書や資金の書類により確認されておりますので、問題ないと判断しました。

続いて、審査事項について説明いたします。資料裏面の「参考資料」の収支計画を合わせてご確認ください。適切な営農の継続の目安として、地域の平均的な単収の概ね8割の確保があげられます。地域の平均的な単収について、ミョウガは日本の統計サイトの長野県収量から算出し、10アールあたり616キログラムとしています。ユウカリは近年はJA佐久浅間の推奨作物にも指定され、栽培が盛んになってきましたが、まだ地域単収のデータがないため、「愛媛県野菜・花き振興計画」の令和元年度ユウカリ生産実績を参考に算出し、10アールあたり8398本としています。本営農計画は、そちらとの比較としています。本更新で許可後4年目になりますが、令和3年実績での収量がミョウガが3・21キログラムで、10アール当たりの単収としては4・43キログラムで地域の平均単収の確保には至っておりません。ユウカリに関しては500本で、10アール当たりの単収としては1698本でこちらも地域の平均単収の確保には至っておりません。ただし、本計画は平成31年に許可を受け造成工事を開始しましたが、計画の太陽光パネルが製造中止になったことから経産省に再度、変更認可を受けたことや、工事作業中に遺跡の破片が発見されたことから遺跡調査が行われたなどの理由により、作付け開始時期が令和2年度に遅延したため、本格的な営農を開始したのが、令和3年度からという状況です。そのため、地域単収の確保については、9年目以降の計画となっています。今後の営農計画としては、現在の営農者が高齢なことから、勢力的に営農することが困難な状況もあるため、地元委員である柳澤委員も相談に入り、地元の若手農業者に作業委託することで効果的な営農及び適切な圃場管理をしていく計画で調整しているところです。農業従事者の確保も予定しており、これから本格的な単収確保になると考えられますので今後の経過観察が必要と考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

事務局から詳細に説明がありましたので、経過を説明したいと思います。昨年ミョウガの収入が少しはありましたが、収穫のタイミングが合わなく

花が咲いてしまい、出荷にはほとんど至らなかったということです。ユーカリはかなり出荷があったと思います。太陽光パネルの下で作業をするのは難しいところがあると話していました。ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします

宮下委員              写真の資料で水色のパネルが地面に対して斜めになっているのはなぜですか。

事務局                配置図を見ていただきまして、ミョウガとユーカリの間部分は農地ではなく、通常の太陽光パネルが設置してあるところで今回の申請とは別です。色の濃いパネルが営農型太陽光になります。

議長                    他にございませんか

小野澤委員           所要面積ですが1.296平方メートルとなっておりますが、この説明をお願いします。

事務局                転用面積は営農ができなくなる地面と接している面積となるため、1.296平方メートルとなります。パネルの下は営農ができますので、今回の転用は支柱部分のみとなります。

議長                    他にございませんか、ないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2から番号8までの案件につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局                番号2、〇〇、所有権移転、図面は8ページ、9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。農業用通路敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地の隣接地の農地を営農しており、自作地への大型農機具の乗り入れが困難な申請を農業用通路として利用を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は10ページ、11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は市内で管工事等設備工事業を行っている業者です。譲渡人は2名おり、〇〇の方です。



譲受人は申請地の隣接地に事業所の移転を計画していますが、従業員用駐車場が不足する見込みとなったため、申請地に駐車場を計画するものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は12ページ、13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は申請地付近の自宅駐車場が不足のため、申請地を駐車場として利用を計画するものです。第2種農地で、位置的代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は12ページ、14ページをご覧ください。〇〇にある農地で住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は現在、実家に住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建設したいとのことです。第2種農地で、位置的代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇、使用貸借権設定、図面は15ページ、16ページをご覧ください。〇〇にある農地です。車庫敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、祖父と孫の関係です。譲受人は申請地付近の自宅駐車場が不足のため、祖父の土地を借りて駐車場として利用を計画するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇、賃借権設定、図面は17ページ、18ページをご覧ください。〇〇にある農地です。ワイナリー、駐車場敷地の申請です。譲受人は市内でワイン用ぶどう栽培を行っている農業法人です。譲渡人は4名おり、〇〇の方です。譲受人はワイン用ぶどうの栽培を行っていますが、申請地にワイナリー開設を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。農用地区域内農地ですが、転用目的がワイナリーということで、農振法に規定される農用地利用計画に指定された用途に供する施設のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、〇〇、所有権移転、図面は19ページ、20ページをご覧ください。〇〇にある農地です。家庭菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に隣接する住宅を購入するに伴い、申請地を家庭菜園として利用を計画するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号2の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員

よろしくお願いします。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、

譲渡人は〇〇さんです。譲受人の〇〇さんの水田に隣接する道幅が狭いため、大型機械が通りにくく危険でした。そのため譲受人の〇〇さんに依頼をし、求めに応じてもらい道幅を拡張することになりました。周辺への影響はなく問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 農業用通路という事ですが、なぜ5条申請ですか、3条申請と思いますが、お聞きしたいと思います。

事務局 なぜ5条申請なのかという事ですが、県に確認したところ、農業用通路ではありますが、営農ができなくなる通路部分ということで、5条の転用として取り扱うということです。昨年も〇〇下のブドウ畑に入る道も同様な案件がありました。農地に向かう道で利用するものは5条申請になります。

議長 他にございませんか、ないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして成山委員より説明をお願いします。

成山委員 お願いします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんと〇〇さんです。〇〇は2年ほど前に申請地の前の農地を購入して、造成工事まで終了しています。従業員の駐車場が不足するということで今回の申請となりました。〇〇さんは高齢で全ての農地を手放して生活費にしたいそうです。〇〇さんの農地は〇〇さんの農地と隣接しており、耕作ができる地形ではないということで求めに応じました。申請地は砕石を敷いて駐車場にするそうです。〇〇は利用できない所なので雑草が生えないよう管理するそうです。問題はないと思いますがよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件です、若林代理が欠席のため事務局の説明で質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入り

ます。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5ですが、若林代理が欠席のため事務局の説明で質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。場所は〇〇の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。祖父の農地を譲り受けて駐車場にしたいそうです。譲受人の〇〇さんの自宅前で道路に面している場所ですので問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 説明がなかったので質問させていただきます。資料を見ますと申請地はコの字型をした農地ですが、その中の四角い〇〇の所も駐車場にするという事ですか。

事務局 〇〇、雑種地となっておりますが、現在駐車場として利用していて農地ではありません。車の台数が増えて足りない状況になったため、今回拡張して4台止められるようにするそうです。

議長 事務局から説明がありましたが、雑種地を含めて駐車場にするということですね。他にございませんか、ないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員 よろしくをお願いします。場所は〇〇で、圃場整備も終わり令和4年度から本格的に始動するそうです。譲受人はワイン用ブドウ栽培では重要な方です。譲渡人4名は高齢者や会社員で、また傾斜地のため耕作はしていませんでした。ワイナリーと駐車場を計画するそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

荻原委員 ○○の方は何歳ぐらいの人で、ブドウ畑はどの位持っているのか、お聞きしたいと思います。

事務所 ○○で○○かと思います。作付け面積は、○○で○○ヘクタールほど持っています。○○としては、○○と○○のワイナリー周辺にもワインブドウを栽培しています。

荻原委員 ○○ということですね、わかりました。ありがとうございます。

議長 他にございませんか、ないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号8の案件につきまして荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 よろしくをお願いします。譲受人は○○さん、譲渡人は○○さんです。○○さんは○○の老人ホームに入所していて、任意後継人として司法書士の○○さんが見守っています。○○さんは土地を探していて、司法書士の○○さんに相談したところ話がまとまり、住宅を購入するに伴い家庭菜園をしたいということで今回の申請となりました。申請地は近所の方が草刈りをしていて、きれいになっているそうです。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第4号議案、農地利用集積計画1月分について事務局より説明をお願いします。荻原勝夫委員が対象となりますので退席をお願いします。

(荻原委員退席)

事務局

第4号議案、農地利用集積計画1月分について説明します。資料5ページが通常の利用権設定です。11件、20筆、合計25,699平方メートルです。資料6ページが所有権移転で1件、1筆、合計1,581平方メートルです。資料7ページが中間管理事業を使った利用権設定です。9件、18筆、合計23,513平方メートルです。全体の合計は21件、39筆、50,793平方メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので裁決に入ります。ただ今の説明について賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。  
荻原委員お入りください。

(荻原委員入室)

続きまして、第5回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第5回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今月は1件の申請です。

〇〇さん、〇〇さんで2回目の更新です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹類で生食ブドウです。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、年間所得として〇〇万円、年間労働は4,600時間、主たる従事者の人数は2人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標として、生産はシャインマスカット〇〇アール、クイーンセブン〇〇アール、クイーンルージュ〇〇アールとなっております。農用地及び農業生産施設は、農用地として所有地はありません。借入地は東御市で面積は、〇〇アール、目標は返却もあり〇〇アールと減っていますが、作付け面積は増えています。現在の面積に余裕があるということです。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、現状はオートモアを導入していますが、今後もスマート農業の推進を図るため、オートモアを増大していくそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は被覆栽培を導入するそうです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、人手不足なので雇用者を育成し、季節雇用者を増やしていきたいということです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は農薬ドリフトの問題が出てきているので、散布時間を考えたり防御できるよう気を使っているそうです。また成園化を早期に行い生産量を確保したいそうです。経営の構成ですが、5年後には雇用者を増やしたいと

ということです。生産方式の合理化に係る農業用機械の取得計画は、ハウス、オートモアとなっています。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員            お願いします。〇〇さん、〇〇さんです。〇〇さんは18年位前に東御市にきて新規就農者としてブドウ栽培を始めました。現在は都内のスーパーなど販路の拡大を行い流通の安定、顧客のニーズに答え収益の安定を測っているそうです。ハウス栽培にも力を入れていてお金を掛けなくて、廃材等を活用して、自分で少しずつ建てているそうです。令和7年には収入を約〇〇万円、経費〇〇万円、年間所得〇〇万円を目標に努力されています。応援したいと思いました。ご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。ただ今の説明について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
(※直筆でお願いします)